

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則改正案 新旧対照条文（傍線部分は改正部分）
 ○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）

改正案	現行
<p>（販売の方法の基準） 第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一〜十三 （略） 十四 削除 十五〜二十三 （略） （供給設備の技術上の基準） 第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一〜八 （略） 八の二 集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という。）は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。 イ・ロ （略） ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理又は取り外しが終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。 九〜二十二 （略）</p>	<p>（販売の方法の基準） 第十六条 法第十六条第二項の経済産業省令で定める販売の方法の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一〜十三 （略） 十四 充てん容器を供給管若しくは配管又は集合装置に接続するため当該供給管若しくは配管又は集合装置から他の容器を取り外したときは、その取り外した容器について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移すこと。 十五〜二十三 （略） （供給設備の技術上の基準） 第十八条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備（バルク供給に係るものを除く。以下この条において同じ。）の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。 一〜八 （略） 八の二 集合装置又は供給管（以下この号において「集合装置等」という。）は、次に定める基準に適合するよう修理すること。 イ・ロ （略） ハ 集合装置等には、当該集合装置等の修理が終了したときは、当該集合装置等から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。 九〜二十二 （略）</p>

二十三 供給管若しくは集合装置又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。

(バルク供給に係る供給設備の技術上の基準)

第十九条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十三号までの基準に適合すること。この場合において、「充てん容器等」とあるのは、「バルク容器又はバルク貯槽」と読み替えるものとする。

八 (略)

(消費設備の技術上の基準)

第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ〜ナ (略)

ラ 配管は、次に定める基準に適合するよう修理し、又は取り外すこと。

(1)・(2) (略)

(3) 配管には、当該配管の修理又は取り外しが終了したときは、当該配管から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。

(新設)

(バルク供給に係る供給設備の技術上の基準)

第十九条 法第十六条の二第一項の経済産業省令で定める供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一〜六 (略)

七 前条第四号から第七号まで、第八号の二から第十六号まで及び第十八号から第二十二号までの基準に適合すること。

八 (略)

(消費設備の技術上の基準)

第四十四条 法第三十五条の五の経済産業省令で定める消費設備の技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 次号に掲げるもの以外の消費設備は、次に定める基準に適合すること。

イ〜ナ (略)

ラ 配管は、次に定める基準に適合するよう修理すること。

(1)・(2) (略)

(3) 配管には、当該配管の修理が終了したときは、当該配管から液化石油ガスの漏えいのないことを確認するための措置を講ずること。

ム (略)

二 (略)

イ (略)

(1) (略)

(13) (略)

(14) 配管又は調整器から充てん容器等を取り外すときは、その取り外す充てん容器等について、バルブを確実に閉止し、かつ、安全な場所に移す措置を講ずること。

ロ (略)

(液化石油ガス設備工事の作業)

第八十条 法第三十八条の七の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。

一 (略)

二 硬質管の相互を接続し（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）、若しくは硬質管を取り外し、又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する作業

三 次に掲げる器具等と硬質管を接続し（イからニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）、又は取り外す作業

イ〜ハ (略)

四・五 (略)

(特定液化石油ガス設備工事)

第百十一条 法第三十八条の十第一項の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、次に掲げるものとする。

ム (略)

二 (略)

イ (略)

(1) (略)

(13) (略)

(新設)

ロ (略)

(液化石油ガス設備工事の作業)

第八十条 法第三十八条の七の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事の作業は、液化石油ガス設備工事に係る次に掲げる作業とする。

一 (略)

二 硬質管相互を接続する作業（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）

三 次に掲げる器具等と硬質管を接続する作業（イからニまでに掲げる器具等と硬質管を接続する作業にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）

イ〜ハ (略)

四・五 (略)

(特定液化石油ガス設備工事)

第百十一条 法第三十八条の十の経済産業省令で定める液化石油ガス設備工事は、次に掲げるものとする。

一 硬質管相互の接続（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）若しくは硬質管の取り外し又は硬質管の取り外しのために硬質管を切断する工事

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続（イからニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）又は取り外しに係る工事
イ〜ハ（略）

一 硬質管相互の接続に係る工事（アーク溶接又はガス溶接の方法による接続に係るものを除く。）

二 次に掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事（イからニまでに掲げる器具等と硬質管の接続に係る工事にあつては、同一型式の器具等の交換に係るものを除く。）
イ〜ハ（略）